論 説

次世代医療基盤法施行後の データ利活用の現状と今後の展望

医薬・バイオテクノロジー委員会 第 1 小 委 員 会*

抄 録 情報技術,情報通信技術及び機械学習等を活用した人工知能技術の急速な発展,更には新型コロナウイルスの世界的蔓延を受けた社会のリモート化やデジタル化に伴い,ヘルスケアデータの利活用の必要性が高まっている。一方,ヘルスケアデータは個人情報の中でも特に取扱いに注意が必要であり,適切な保護が求められる。従って,ヘルスケアデータの安全な利活用を進める上では個人情報保護との両立やバランスが必須となる。本稿では,ヘルスケアデータの利活用と個人情報保護の両面から米国,欧州及び我が国における取組や法制を比較し,我が国において個人情報保護とデータ利活用を両立する仕組みとして新たに動き出した,次世代医療基盤法を柱とする「エコシステム」の全容を俯瞰した上で,ヘルスケアデータの活発な利活用に向けた現在の課題や今後の展望を考察する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 用語の定義
- 3. ヘルスケアデータに係る個人情報保護法制と 利活用推進に関する政策の各国比較
 - 3.1 ヘルスケアデータの利活用に係る個人情報保護法制
 - 3. 2 ヘルスケアデータの利活用推進に係る政策の各国比較
- 4. 我が国のヘルスケアデータ利活用のエコシス テムに対する期待と課題
 - 4. 1 期待されること
 - 4. 2 課 題
- 5. おわりに

1. はじめに

情報技術 (IT), 特に情報通信技術 (ICT) の発展や, 昨今の新型コロナウイルスの世界的 蔓延を受けた社会変化により, リモート化, デジタル化が様々な分野で急速に進んでいる。また, デジタル化により生み出されるデータを活

用した新たなサービスやビジネスが生まれ、既 存のビジネスにおいてもデータを利活用した変 革. いわゆるデジタルトランスフォーメーショ ン (DX) が進み、社会の発展、国民生活の質 向上に繋がりつつあり、ヘルスケア分野におい ても同様の期待は高まっている。また、機械学 習を中心としたAI技術の向上に伴い、創薬や 診断分野においてビッグデータの解析による個 別化診療, 個別化医薬品の開発が進められてい る。AI技術を用いたこれらの解析には、質の 高い教師データが必要である。特に医療処置や 投薬のような処置に関するデータだけではな く、その結果であるアウトカムデータを組み合 わせることで初めて質の高い教師データとして 活用が可能となるため、AI技術を活用した医 療の個別化においては個人情報に紐づいたヘル スケアデータは非常に重要な役割を持つ。また. 企業が競争優位性を保つために必要な知的財産

^{* 2020}年度 The First Subcommittee, Medicinal and Biotechnology Committee

創出に向けてもデータ利活用の重要性は高まっている。内閣知的財産戦略本部は新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」社会において、「イノベーションを生む為に、AIやデータ等が果たす役割は重要なものになって」おり、「AIやデータ等の活用は、自社製品・サービス、ひいては企業価値の源泉となっている」としており1)、企業の知的財産戦略においてもデータ利活用は重要となる。

一方, ヘルスケアデータは個人情報の中でも特に取扱いに注意が必要なものであり, 取扱いを誤ると, 個人にとって大きな社会的損失となるリスクを孕む。例えば,疾患の情報であれば差別や就職活動において不利になるなどのリスクが想定される。従って, ヘルスケアデータを利活用することで得られる社会的利益だけでなく,個人情報の保護の観点による適切な規制や,当該規制を理解し,法令を順守したヘルスケアデータの利活用が求められる。

更に、我が国におけるヘルスケアデータの特 徴の1つとして、様々なヘルスケアデータが 様々な取扱い主体により保有されており、ビッ グデータとして活用するためにはこれらのデー タの統合が必要であるという点が挙げられる。 例えば、健康診断の情報は健診機関や健保組合 が保有し、カルテや投薬の診療データは医療機 関,介護情報は介護施設というように情報が散 在しており、同一人に関するヘルスケアデータ も複数の医療機関や自治体が保有する形で散在 している。後述する欧州諸国のように政府が管 理する医療情報の統合データベースは整備され ていない。また、欧米諸国に比べ電子カルテ等 で用いられる医療デジタルデータのデータ フォーマットの共通化も進んでおらず、各医療 機関により異なる。従って、特定の個人におけ るインプットとアウトカム情報等を紐づけた ビッグデータとして利活用するのは難しい状況 となっている。

上記の状況下において,我が国においては,個人情報保護法(正式名「個人情報の保護に関する法律」)が2017年に大きく改正され,それに続いて,次世代医療基盤法(正式名「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」)が2018年に施行された。これらの内容については後の段落で詳述するが,適切な個人情報保護の下,ヘルスケアデータの利活用により研究開発の発展を生み出す新たなエコシステムの構築を目指したものであり,今後の医療分野の発展に大きく寄与することが期待される。一方で現時点では課題も多く,ヘルスケアデータを利活用する研究機関や企業を含むエコシステムの当事者が果たす役割を理解することが,当該システムの発展には必要と考えられる。

本稿では、我が国におけるヘルスケア分野における個人情報保護とデータ利活用を両立するために生まれたエコシステムについて概要説明や他国との比較を通して全容を俯瞰した上で、ヘルスケアデータの活発な利活用に向けた現在の課題や今後の展望を考察する。

2. 用語の定義

本稿において度々用いられる用語について下 記のように定義する。

1) ヘルスケアデータ

本稿において、「ヘルスケアデータ」とは次世代医療基盤法における「医療情報」と同義であり、医療情報を含む個人情報のことを表すものとする²⁾。また、改正個人情報保護法における医療系の「要配慮個人情報」とも同義である³⁾。

すなわち、主に、病歴、障害・難病、健康診断等の結果、診療等の情報と個人情報が紐づいた情報を意味するものとする(法律上の詳細な定義はここでは割愛する)。

2) 個人情報

本稿における「個人情報」も次世代医療基盤 法の医療情報の要件の一部となっている「個人 に関する情報」や、改正個人情報保護法における個人情報の定義における「個人に関する情報」と同様の意味とする40。すなわち、個人に関する情報のうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと、個人識別符号が含まれるもの、との何れかを含む情報を意味するものとする。

3) 匿名加工医療情報

上記で定義した「医療情報」に含まれる「個人情報」を適正に匿名加工することで誰の情報かわからなくされた情報を広く意味するものとする。個人情報保護法では「匿名加工情報」、行政機関個人情報保護法等では「非識別加工情報」と呼ばれる場合もあるが、本稿では区別せず「匿名加工医療情報」とする。

4) 医療情報取扱事業者

上記で定義した「医療情報」をデータベース 化し事業に使用している者全般を意味するもの とする。例えば、私立、国公立含む病院、健康 保険組合や、自治体等が含まれる。

3. ヘルスケアデータに係る個人情報 保護法制と利活用推進に関する政 策の各国比較

3. 1 ヘルスケアデータの利活用に係る個 人情報保護法制

ヘルスケアデータにおける個人情報保護の考え方は法制度に差こそあれ、概ね欧米と我が国は共有していると言える。ここでは、ヘルスケアデータをビッグデータ化して利活用する場合における個人情報保護法制による制限を理解するため、米国、欧州と我が国の個人情報保護法制をヘルスケアデータの利活用(二次利用)における制限に着目して比較する。

(1) 米 国

米国では日本のような一般的な個人情報保護 法は存在せず. 分野ごとに個人情報保護に関す る法律が定められている。米国におけるヘルス ケアデータに関する個人情報保護の取り決めと しては、まず1996年に成立した連邦法である HIPAA法 (Health Insurance Portability and Accountability Act) と、それに付随し実体的 なルールを定めた施行規則(プライバシールー ル及びセキュリティルール)が挙げられる50。 ヘルスケアデータの取扱いについて定めたプラ イバシールールは2000年12月に発効された後 は、2002年8月の部分改正を始めとして、部分 的に改正されながら、現在まで運用されている 6)。まずプライバシールールでは、本人への開 示. 治療や支払などの医療行為に必要な範囲以 外では、研究目的や法執行上必要な場合などの 例外を除き、個人情報を含むデータの使用や外 部への開示には、データ提供者の書面による同 意が必要であることを定めている。すなわち. データ開示前のオプトインが必須とされてい る。一方、匿名化されたヘルスケアデータにつ いては使用や開示に制限がないことも明記され ている。HIPAA法に基づくプライバシールー ルの特徴として、制限の除外対象となる匿名化 の適切な方法について詳しく基準が定められて いる点が挙げられる。匿名化の適切な方法とし て主に二つの方法がプライバシールールには明 記されており、一つは情報から個人が特定され るリスクが最小化されていることを専門家が確 認する方法であり、もう一つは18種類からなる 所定の情報を予め除去し、残りの情報では個人 識別できないことを確認する方法、すなわち セーフハーバー方式(セーフハーバールールと 呼ぶ場合もある)によるものである。尚、セー フハーバー方式とは、最低限18種類の情報が除 去されていれば、適切な匿名化がなされている と見做すことで、専門家による確認を不要とす

る方法である。18種類の情報としては、名前、 州以下の住所, 誕生日等の年月日, 電話番号, FAX番号, Eメールアドレス, 社会保障番号 (SSN), 診療録番号, 医療保険の受益者番号, 銀行口座の番号,資格等の番号,自動車登録等 の番号、医療機器番号、ウェブのURL、IPアド レス、指紋や声紋等の生体認証記録、顔面写真 等のイメージ、その他の個人識別コードが定め られている。また、2012年11月に連邦保健福祉 省は、匿名化方法に関する新しいガイダンスも 作成, 公表している。このように、米国の個人 情報保護法制の1つの特徴としては, 匿名化方 法を明確かつ詳細に規定することで医療情報取 扱事業者がヘルスケアデータを正しく開示, 利 活用できるようにサポートしている点が挙げら れるだろう。

(2) 欧州

欧州(EU)では、個人情報保護の統一的な指針として1995年に「EUデータ保護指令」(Directive 95/46/EC)が制定されたが、運用面では各国で規定がバラバラであったこともあり、この保護指令に代わるものとして、一般データ保護規則(General Data Protection Regulation:GDPR)が制定され、2018年5月25日から適用開始されている。

GDPRはEU域内に在住している個人の情報に関する「処理」と「移転」に関するルールを定めたものであるが、EU域内に子会社や営業所がある企業、EU域内に商品やサービスを提供する企業、EU域内のデータを域外に持ち出して処理する企業、データ管理者からEU域内居住者のデータの委託を受ける企業など、EU圏外の情報取扱者にも幅広く適用される。また、GDPRによる規制の対象となる個人情報は①その人固有の情報(氏名、所在地、身体的・生理学的・遺伝的・精神的・経済的・文化的・社会固有性に関する要因)、②オンライン識別子

(メールアドレスやIPアドレス, GPS, Cookie), ③社会的な情報 (マイナンバーやクレジット カード番号) と幅広く、当然ヘルスケアデータ も含まれており、EU圏外の医療情報取扱事業 者も注意が必要である。

GDPRにおいては、ヘルスケアに限らず、個 人情報の利活用にあたり、個人情報を「処理」 する場合には、当該個人情報がセキュリティや、 必要最低限の範囲に利用されることなどの要件 を含めて適切に管理されていることに加えて7). 本人の同意(オプトイン)がある場合や、本人 との契約履行に必要な場合等、特定の場合にの み適法とされており⁸⁾,本人が希望した場合に 個人情報の利用を止めること (オプトアウト) は適法な利用とならない。また、GDPRにおい ては,「特別な種類の個人情報」については原 則的にデータの取り扱いが禁止されていること に留意が必要である⁹⁾。この「特別な種類の個 人情報 には、「人種的若しくは民族的な出自、 政治的な意見, 宗教上若しくは思想上の信条, 又は, 労働組合への加入を明らかにする個人 データの取扱い、並びに、遺伝子データ、自然 人を一意に識別することを目的とする生体デー タ,健康に関するデータ,又は,自然人の性生 活若しくは性的指向に関するデータ」が該当し、 ヘルスケアデータはこれに当たる。但し、例外 として、本人が「一つ又は複数の特定された目 的のためのその個人データの取扱いに関し, 明 確な同意を与えた場合」は、「禁止」の適用が 除外される旨も規定されており、ヘルスケア データは、明確な本人の同意、すなわちオプト インによる利活用は可能である。

HIPAA法と同様に、ヘルスケアデータを匿名化し、個人情報を削除した場合にはGDPRは適用されない。GDPRにおいて匿名化については特段の定義はされていないものの、GDPRの適用対象となる「個人情報」は、「識別された自然人又は識別可能な自然人(「データ主体」)

に関する情報」と明確に定義されており¹⁰,匿名化されて識別不可となればGDPRの適用範囲外となる。但し、「仮名化」されたデータはGDPRの適用範囲となる点には留意が必要である。例えば、追加情報なしには当該データから特定人が識別できない情報がこれに該当し,例えば暗号化されたデータ等が挙げられるが、暗号化されたデータは暗号を解く鍵があれば個人の識別が可能となる為、「仮名化」データとされ、引き続きGDPRの適用範囲となる一方、暗号を解く鍵が廃棄された場合は、個人の識別が不可となる為、匿名化データとなる。

(3) 日 本

我が国におけるヘルスケアデータに係る個人情報保護法制も、利活用の制限と匿名化による制限解除、という観点で考えると、米国や欧州(GDPR)と大筋は同様であると考えられる。

個人情報保護法制に係る我が国の直近の動き としては、プライバシー保護にも配慮しながら、 いわゆるビッグデータの利活用を推進する為, 上述の通り、2017年5月に改正個人情報保護法 が施行された(以下,改正個人情報保護法)。 改正個人情報保護法は、その基本理念でもある ように「個人情報の適正かつ効果的な活用が新 たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊 かな国民生活の実現に資するものであることそ の他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の 権利利益を保護することを目的とする」ものと されており¹¹⁾,改正個人情報保護法も,ICTの 発展により2003年の個人情報保護法制定当時に は想定されなかった個人情報を含むビッグデー タの利活用を、プライバシーの保護に配慮しな がら推進する目的で制定されたものである。

実際,改正個人情報保護法でも,「効果的な活用」を推進する側面として,「特定の個人を 識別することができないように個人情報を加工 して得られる個人に関する情報であって,当該 個人情報を復元することができないようにしたもの」を「匿名加工情報」として規定し、その類型を新設することで、「匿名加工情報」を明確化し、個人情報よりも緩やかな規律の下に利活用が促進されるようにしている¹²⁾。この点においては、欧州のGDPRよりも米国のHIPAA法におけるセキュリティルールと類似する。

一方で、「個人の権利利益を保護」する側面として、「本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報」と定義される「要配慮個人情報」の利活用に当たっては、取得時に原則として本人同意を得ることが義務化された。すなわち、従前は、本人が希望した場合に個人情報の利用を止めるオプトアウトを条件にすることで、個人情報の第三者提供が可能とされていたが、ヘルスケアデータの利活用はオプトインが原則となる。

上記の通り、我が国では、改正個人情報保護法により、匿名加工情報の定義が明確化されたことで利活用がされやすくなった一方で、ヘルスケアデータは要配慮個人情報として規制が強められた為、ヘルスケアデータについてはどちらかというと利活用が制限される側面が強められたと言えるだろう。しかし、ヘルスケアデータの利活用に対する制限の視点で米国、欧州と我が国を比較すると、下記表1に示す通り、各国の対応は同様であり、我が国の改正個人情報保護法は、欧米の基準と足並みを揃えたもの、とも評価できる。

表 1 ヘルスケアデータの利活用への規制

	オプトインに よる利活用	オプトアウト による利活用	匿名化情報 の利活用
米国	可	不可	制限なし
欧州	可	不可	制限なし
日本	可	不可	制限なし

3. 2 ヘルスケアデータの利活用推進に係 る政策の各国比較

前述のように、ヘルスケアデータの利活用におけるプライバシー保護の側面では、欧米も我が国も同様の基準が適用されている。一方で、ヘルスケアデータの利活用を促進する面では、米国、欧州及び我が国がそれぞれ特徴的な政策を展開している。我が国におけるヘルスケアデータの利活用促進に向けた政策の特徴の理解を深めるため、米国、欧州各国の施策と比較した上で、我が国における昨今の施策を紹介する。

(1) 米 国

米国においては、前述のHIPAA法に基づく セキュリティルール等において、ヘルスケア データの利活用への制限から除外される匿名化 の基準を示し、更にガイドライン等で明確化し ていることも、ヘルスケアデータの利活用を推 進する一つの方策と言える。

更に、米国においては2009年のARRA法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) と呼ばれる大きな景気刺激対策法案 の中で、健康情報技術に190億ドルという多額 の予算を当て、その予算執行の為にHITECH法 (Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act) を制定し、ヘルスケ アデータの利活用を強力に推進している。 HITECH法では、ヘルスケアITの導入に際し て想定されるような個人情報のセキュリティ, プライバシー問題への対応策として、プライバ シー条項の適用拡大や罰則強化により. HIPAAよりも規制を強めた面も含まれる。一 方で、米国では電子カルテと呼ばれるEHR (Electronic Health Record) を中心としたヘル スケアITインフラ基盤の普及を強力に後押し する投資を政府が中心になって進めることで. ヘルスケアデータの利活用が推進された。具体

的には、HITECH法を根拠に、2011年から医療機関へのEHR導入に関連するインセンティブ制度が開始され、これにより医療機関へのEHRへの導入が急速に進められた。EHRの導入だけではなく、2014年12月に発表した連邦ヘルスケアIT戦略2015-2020では、EHRを始めとしたヘルスケアITにより生み出されるデータの互換性の向上にも多額の予算が投じられている。

総じて、米国においては、ヘルスケアデータにおけるプライバシー確保の為に規制を強化する一方で、その適用が除外される匿名化の条件を明確化することで、各医療情報取扱事業者が自己責任の下にヘルスケアデータを安心して利活用できるようにしている。更に、ヘルスケアデータの利活用をサポートすべく、データ基盤の強化、データフォーマットの統一化を政府が強力に支援している。

(2) 欧州

欧州においては、個人情報の保護、規制の側面は前述のGDPRにより統一的な規則が設けられている一方、ヘルスケアデータの利活用を促進する政策は、各国で独自に進められている。しかし、ヘルスケアデータの整備や利活用が国家により強力に進められている欧州諸国の政策は比較的共通しているように見受けられる。ここでは、ヘルスケアデータの利活用に早くから取り組んでいた英国及びデンマークの政策を紹介する。

1) 英国

英国では、国家機関である国民保健サービス (NHS) が中心となり、国民のヘルスケアデータを統合するデータベースの整備と、ヘルスケアデータを統合するデータベースの整備と、ヘルスケアデータのデジタル化の基盤となるEHRやPHR (Personal Health Record) が強力に推進されている。尚、PHRとは明確な定義はないものの、主に、個人が管理する健康、医療情報を意味しており、主に医療機関が管理するEHR

と区別して用いられることが多い。

まず、医療情報のデータ基盤となるEHRは、プライマリーケアでは、ほぼ100%に近い普及率となっており、EHRの標準的な仕様も公的機関により管理されており、データの標準化が強力に進められている。

代表的な統合データベースとしては、かかり つけ医であるGP (General Practitioner) の診療 データを統合したCPRD (Clinical Practice Research Datalink) や、病院の診療データで あるHTI (Hospital Treatment Insights) など が, 医薬品・ヘルスケア製品規制庁 (Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) やNIHR (国立衛生研究所) がスポンサーとなっ て運用されている。特にCPRDは、1987年から GPの電子カルテ情報を収集し、現在、6.000万 人以上の電子カルテ情報を保有しており,また, CPRDの利用審査に対する許認可審査機関であ & Independent Scientific Advisory Committee (独立科学助言委員会, ISAC) からの認可が得 られれば、民間でも国外からでも利用可能なこ ともあり、CPRDのデータをソースとした利活 用が活発に行われている130。

2) デンマーク

デンマークでは、1968年より、全国民に付与された識別番号であるCPR(Central Persons Registration)番号により、登録情報を一元的に管理できる制度が導入されている。現在では、行政だけでなく、病院や民間企業もCPR番号によるデータベースに基づく個人特定情報を利用可能であり、様々な分野でのサービスにおいて、個人特定・認証のために用いられている。

CPR番号に紐づく情報として、医療分野では、疾患履歴や診断データに紐づいた「疾患データベース」と、採取した生体試料を管理する「バイオバンク」という大別して2つのデータベースで用いられている。デンマークにおいては、国の主導により、CPR番号に紐づく形で、全国

民の診療データの疾患データベースへの登録が 義務付けられており、全国民の500万人以上の データが、臨床研究において必要な関連情報と ともに利用できる形で管理されている。

国内の医療関係者は、定められた手続きを行うことでこれらのデータベースを用いてオンラインで診療データの検索を行うことができ、例えば、居住地域や診療データに基づく患者データの検索の他、患者の家系の他の個人データの確認や、世代を遡った診療情報を入手することもできる。また、バイオバンクのデータベースを用いた場合、特定の遺伝型をキーとした情報や資料の検索も可能となる。

このような膨大な医療ビッグデータを背景に、デンマークでは世界でも最多クラスの臨床試験数(人口当たり)を誇り、国際的なヘルスケアやバイオテクノロジー分野での研究開発にも大きく貢献している。

上述の通り、英国やデンマークに代表されるように欧州では国家又は国家機関主導の下に、ヘルスケアデータ基盤の整備だけでなく、ヘルスケアのデータベース自体が整備されており、ビッグデータとして活用されている。

(3) 日 本

我が国においては、前述の通り、2017年の個人情報保護法の改正により、ヘルスケアデータを含む「要配慮個人情報」については、二次利用する場合にオプトインが必須となり、規制が強化された。

しかし、医療に関わるビッグデータの利活用も非常に重要であり、いわば、改正個人情報保護法の規制の側面をカバーする必要があることは認識されており、新たに「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(以下、次世代医療基盤法)が2018年5月に施行された。

次世代医療基盤法では, 改正個人情報保護法

で強化されたヘルスケアデータの利活用の制限をカバーする為に、オプトアウトにより医療情報取扱事業者からヘルスケアデータの提供と利活用ができる仕組みを提供している。その仕組みというのが、認定匿名加工医療情報作成事業者(以下、認定匿名化事業者)を中心とした医療情報利活用の為のエコシステムである。

ここで,次世代医療基盤法の提供する「仕組み」を簡単に解説する。

まず、次世代医療基盤法により提供されるエ コシステムは,「個人の権利利益の保護に配慮 しつつ、匿名加工された医療情報を安心して円 滑に利活用する仕組み | として整備されたもの である。この「仕組み」は大きく2つの仕組み に更に分けられる。一つは、「高い情報セキュ リティを確保し、十分な匿名加工技術を有する などの一定の基準を満たし、医療情報を取得・ 整理・加工して作成された匿名加工医療情報を 提供するに至るまでの一連の対応を適正かつ確 実に行うことができる者を認定する仕組み」と されており14, すなわち、認定匿名化事業者を 認定する仕組みがそれに当たる。そして、もう 一つが, 「医療機関, 介護事業所, 地方公共団 体等が,本人が提供を拒否しない場合,認定(匿 名化) 事業者に対し, 医療情報を提供できるこ と」とし、更に認定匿名化事業者が、「収集情 報を匿名加工し, 医療分野の研究開発の用に供 する」、という仕組みである。すなわち、認定 匿名化事業者に対しては、オプトアウトによる ヘルスケアデータの提供を可能とし、認定匿名 化事業者が情報を収集し、それを匿名加工した 上で,研究機関や製薬会社等に提供することで. ヘルスケアデータを利活用するというエコシス テムである。

従前でも,病院等の医療情報取扱事業者がヘルスケアデータを匿名化することで,本人の同意を得ることなく外部提供することは可能であったが,適正に匿名化処理できていないと個

人情報保護法に違反するリスクがあることに加え、一医療機関がデータを匿名化してまで外部 提供するメリットが得られにくく、情報の利活 用が推進されにくい状況であった。また、医療 情報取扱事業者にて匿名化されたヘルスケア データを収集したところで、個人に紐づけて データを関連づける、すなわち名寄せすること ができず、ビッグデータとして利活用すること は困難であった。

一方、次世代医療基盤法に基づくエコシステ ムによれば、医療情報取扱事業者は本人の同意 を得ることなく、認定匿名化事業者にヘルスケ アデータを生データのまま提供することが可能 となる。認定匿名化事業者が、様々な医療情報 取扱事業者から収集したヘルスケアデータを名 寄せした上で、匿名化して提供することができ れば、例えば、投薬や診療情報等のインプット 情報と、健診結果や診断結果のアウトカム情報 を個人単位で関連付けた上で、 匿名化して提供 することで、多種多様なリアルワールドデータ を収集,活用することが可能となり,従前には 得られなかったヘルスケアデータのビッグデー タの利活用が可能となることが期待されてい る。特に、我が国においては、前述のように、 ヘルスケアデータが様々な医療情報取扱事業者 に散在して保管されている状況であり、それら のデータが有効活用されているとは言えなかっ たが、ヘルスケアデータを活用した新しいサー ビスや製品開発, 知的財産の創出に期待が高ま る。また、この仕組みが適正に運用されること で、改正個人情報保護法による制限の部分をカ バーし、個人のプライバシー保護を損なうこと なく. 医療情報の利活用が推進されることが期 待されている。また、次世代医療基盤法に基づ くヘルスケアデータ利活用のエコシステムは. 医療情報取扱事業者の責任の下, ヘルスケア データを利活用する米国式や、国家が主導して ヘルスケアデータのデータベースを整備する欧

州の取り組みとも異なり、政府が「仕組み」を 用意し、それを民間企業である認定匿名化事業 者、医療情報取扱事業者及び情報を利活用する 企業・研究機関がその「仕組み」を活用するこ とで、プライバシーを損なうことなく、ヘルス ケアデータの利活用を推進する独特の取り組み と捉えることができ、今後の発展が期待される。 ここで、次世代医療基盤法に基づく、昨今の 状況について簡単に紹介する。

次世代医療基盤法は,個人情報保護法が改正された2017年5月に合わせる形で交付され,2018年5月に施行された。しかし,次世代医療基盤法の中核となる認定匿名化事業者が最初に認定されたのは2019年12月であった。これは,認定匿名化事業者の認定基準が非常に高いことが主な要因として挙げられる。認定匿名化事業者として認定されるためには,組織体制,高度な専門性を持つ人員,一定以上の規模の情報収集を行う能力,安定的な事業計画やセキュリティ対策等の多面的な審査を行った上で,主務府省である内閣府,文部科学省,厚生労働省や経済産業省により認定される必要があり,一定以上の情報収集の基盤や専門性の要件が大きなハードルとなっていると考えられる140。

2019年12月に最初に認定匿名化事業者となったのは、一般社団法人ライフデータイニシアティブ(以下LDI)であった。また同時に、認定医療情報等取扱受託事業者として、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下NTTデータ)が認定された。ここで、認定匿名化事業者とは、医療情報を取得・整理・加工して匿名加工医療情報を作成・提供する事業者であり、つまりは医療情報取扱事業者から情報を収集し、それを整理加工して、情報利活用者に提供する情報作成・管理者及び窓口としての機能を有する。一方、認定医療情報等取扱受託事業者(以下、認定受託事業者)は、認定匿名化事業者から受託を受けて、医療情報や匿名加工医療情報を取り

扱う事業者であり、認定匿名化事業者が収集したヘルスケアデータを実際に匿名加工するデータ処理を担う機能を有する。

LDIについて簡単に紹介する。LDIは、「千年 カルテプロジェクト」を基盤として発足した組 織である。千年カルテプロジェクトとは、日本 医療ネットワーク協会(以下JMNA)が主体と なって運営するEHR基盤(千年カルテ)に参 加医療施設のデータを収集し、必要に応じて患 者自身がカルテ情報に安全にアクセスできるシ ステムの開発/提供をめざすプロジェクトであ り、2015年に医療データの収集・利活用を目的 として発足した。LDIはその千年カルテの2次 利用推進組織として2018年4月に発足し、2019 年12月に最初の認定匿名化事業者となった。 LDIは、千年カルテプロジェクトに協力する医 療機関からJMNAが収集したデータを活用し、 次世代医療基盤法の運用ルールの下、認定受託 事業者として認められたNTTデータとともに 匿名加工情報を提供する形が想定される。LDI は上述のようにIMNAを中心とした確固たる情 報基盤を持っており、最初の認定匿名化事業者 となったことも頷ける。尚, LDIは, 認定から 1年後の2020年12月に次世代医療基盤法の下で の初の匿名加工医療情報を提供する契約をファ イザー株式会社と結んでいる150。

2020年6月には、2番目の認定匿名化事業者として、一般財団法人日本医師会医療情報管理機構(以下、J-MIMO)が認定された。LDIの場合と同様、同時に、認定受託事業者として、ICI株式会社(以下、ICI)が認定された。また、ICIから再委託を受けて匿名加工等を担う認定受託事業者として、日鉄ソリューションズ株式会社も同時に認定されている。J-MIMOは、その名の通り、認定匿名化事業者として、次世代医療基盤法に準拠したヘルスケアデータ等の管理などを行うために、公益社団法人日本医師会(以下、医師会)により設立された組織であり、

J-MIMOのウェブサイトによれば、「全国地域 医師会や全国の地域医療連携協議会と連携した データ収集を行い、全国の診療所から電子カル テデータや相当のデータ、死亡データを収集し、 介護データや健診データ、生活データと突合・ 統合して分析できる」ことを強みとする¹⁶。ICI も医師会の出資を受けて設立された医療情報シ ステムを取り扱う日本医師会ORCA管理機構か ら出資及び一部事業譲渡を受けて設立された組 織であり、医療情報への高い専門性と医師会を 中心とした強い情報基盤を持つ。

今後は、これらの認定匿名化事業者、医療情報取扱事業者、及び研究機関、企業等の各情報利活用者が協力し、それぞれの役目を果たすことで、我が国独自のヘルスケアデータの利活用エコシステムが発展することが期待される。次章では、当該エコシステムに対して期待されることや、現状の課題について取り上げ、今後の展望に繋げる。

4. 我が国のヘルスケアデータ利活用 のエコシステムに対する期待と課題

本章では、上記で概要を説明した次世代医療 基盤法の下に運用が開始されつつある我が国の ヘルスケアデータ利活用の為のエコシステムに 対して期待されることや、今後の本格的な運用 や発展に向けた課題について、識者や認定匿名 化事業者に行ったインタビュー等を参考にして 論じる。

4. 1 期待されること

現状、大学等の研究目的であれば、匿名化されていないデータについて個人情報保護法の例外の範疇で活用することは可能である。しかし、研究ベースで集められるデータには限界があるのが実情である。また企業においても、IoTデバイスなどを活用することにより独自に情報を集めてはいるが、大量の情報を入手するのは容

易ではないし、診療情報や診断情報等のセンシ ティブな情報は入手が困難である。しかしなが ら. 認定匿名化事業者が医療情報取扱事業者か らヘルスケアデータを収集し、匿名化した上で 提供することによって、これまでにない充実し たリアルワールドデータのデータベースが構築 できると考えられる。尚、リアルワールドデー タとは、研究目的ではなく、実際の臨床現場で 得られるヘルスケアデータが蓄積されたビッグ データの総称で、調剤、診療のレセプトデータ やEHR等の診療記録に関するデータなどが含 まれる。また、そのビッグデータを誰もが使え るような状況が整えば、医療/医薬の研究開発 の促進や新しい医療ビジネスの開発が期待さ れ、ひいては医療の進歩に繋がることが期待さ れる。例えば、これまでは1人の患者について 断片的なデータしか得られなかったのに対し, 1人の患者の歴史, すなわち過去の情報を一貫 して得ることができるので、1つの切り口だけ でなく様々な切り口での解析が可能となる。ま た、研究に必要なデータをオーダーメードで収 集できるようになれば、情報入手のハードルが 下がり、研究の加速化も期待される。AIを活 用した研究/診療/治療支援ビジネスには良質 の教師データが不可欠であるが、個人のイン プット情報とアウトカム情報が合わせて得られ るならば、まさに良質の教師データとなること も期待される。さらに患者にとってみれば、個 別化医療(パーソナライズドメディシン/プレ シジョンメディシン)がより強固なものとなり, 最適な治療を受けられるようになることが期待 される。

4. 2 課 題

医療情報がビッグデータとして広く利活用される為には、医療情報を広く収集するためのデータ基盤が必要となる。次世代医療基盤法におけるエコシステムの大きな魅力の一つが、個

人の情報が多面的に名寄せされて提供され得る 点であり、個人のヘルスケアデータが多数の医 療機関、自治体、管理機構に分散されている状 況を考えると、幅広い情報源から情報が集めら れ、集約されることが重要となる。上述の通り、 認定匿名化事業者は、強い情報基盤を持ってお り、情報収集の能力は高いと考えられる。しか し、あくまで認定匿名化事業者は、民間企業で あり、情報収集能力には限界がある。

例えば、EHRの普及において、我が国は欧 米諸国に対して出遅れている点が課題と考えら れる。そもそもカルテが電子化されていなけれ ば認定匿名化事業者がデータを入手することは 困難である。この点については、次世代医療基 盤法の第7条では「国は、医療分野の研究開発 に資するための匿名加工医療情報の作成を図る ため、情報システムの整備、その普及及び活用 の促進その他の必要な措置を講ずるよう努める もの | とされているが、2017年時点で、一般病 院でも一般診療所でも50%未満であり、80%を 優に超える欧米諸国と比較すると非常に低い 17)。また、単にEHRが普及すればよいのではな く、データ形式がバラバラのままでは、情報を 統合してデータベース化する際に大きな障害と なる。

また、様々な医療情報取扱事業者から情報を 集めて名寄せするためには、個人を特定するためのID情報が必須となる。例えば、単に名前で名寄せしてしまっては、同姓同名の全く異なる個人のインプット情報とアウトカム情報を組み合わせてしまい、ノイズとなってしまうことが想定される。この点についても平成30年4月27日に閣議決定された「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針」によれば、例えば、「個人単位での情報の円滑な統合に資する医療等分野に用いる識別子(ID)について、法施行後当面の間の統合方法との接続に留意しつつ、2020年からの本格運用 を目指す」とされている。しかしながら,個人のIDとして期待されるマイナンバーの利用は普及には至っておらず,ヘルスケアデータとは紐づいていない為,認定匿名化事業者が名寄せに活用することはできない。令和3年4月以降に発行される健康保険証における記号-番号に加えて,個人単位で認証が可能な枝番が追加されることとなっている。今後は健康保険番号が名寄せに活用できる可能性はあるものの,過去のヘルスケアデータと紐づけられない限り,過去データとの紐づけへの活用は困難である。これらの点については,今後の整備が待たれる。

また、認定匿名化事業者による医療情報取扱 事業者からの情報入手も様々な困難がある。ま ず次世代医療基盤法では、医療情報取扱事業者 からのヘルスケアデータの提供に対して、認定 匿名化事業者から金銭的な対価を支払ったり, 当該データ提供に対して, 医療情報取扱事業者 に対して保険点数等の報酬が支払われたりする 仕組みとはなっておらず、認定匿名化事業者に よるコンサルタント業務やアーカイブサービス 等の間接的なメリット提供や医療情報取扱事業 者の善意によるところが大きい。一方で、デー タ提供には一定の設備やシステム構築が必要と なる為、当該費用負担は認定匿名化事業者が負 担することとなる場合が多いと考えられる。こ のような情報入手の仕組みについても円滑に進 めるための体制整備が必要と考えられる。

また、エコシステムを構成するデータ利活用者、すなわち企業や研究機関等もただデータが準備されるのを待つのではなく、積極的な関与が望まれている。認定匿名化事業者は、匿名化されたヘルスケアデータをデータ利活用者に提供することに対する対価により運営される。認定匿名化事業者と、データ利活用者は、必要なデータ形式や範囲等のデータの中身とボリューム等と提供価格を定めた個別の契約を締結し、それに合わせて認定匿名化事業者がデータを収

集し、加工して提供するという方法が主になると考えられる。何故なら、認定匿名化事業者は必要とされないデータをただ闇雲に集めるわけにはいかず、又、要望されないデータを集めたところでそれに対価を払う利活用者が現れることも考えにくい。従って、データが溜まるのを待っていても必要なデータが集まることは考えにくく、データの利活用者が自らの研究や事業計画に合わせて必要なデータを設計し、認定匿名化事業者に働きかけたり、認定匿名化事業者と協力して、場合によっては医療情報取扱事業者も巻き込んでデータベースを構築したりすることが必要とされる。

5. おわりに

次世代医療基盤法の下に動きつつあるヘルスケアデータの利活用推進に向けたエコシステムは、我が国独特の興味深いシステムと言える。一方で、欧州のように国家が強力に主導して、進められるものではなく、医療情報取扱事業者、認定匿名化事業者、情報利活用者及び政府がそれぞれの役割を理解して推進することで、大きな発展が期待されるものである。

このようなシステムを活用することで、強い情報収集基盤を持たないスタートアップ企業や中小企業であっても、認定匿名化事業者の情報基盤を活用して、コホート調査など従来難しかったデータを入手することができ、新しいサービスや製品開発、知的財産の創出に活用することも可能となると考えられる。

本稿が、当該エコシステムの理解の促進に少 しでも役立ち、ひいてはヘルスケアデータの利 活用の活発化に寄与できれば幸いである。

注 記

- 1) 内閣知的財産戦略本部発行「知的財産推進計画 2020」
 - https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf
- 2) 次世代医療基盤法2条1項,次世代医療基盤法 施行令1条
- 3) 改正個人情報保護法2条3項,個人情報保護法 施行令2条
- 4) 次世代医療基盤法2条1項,個人情報保護法2 条1項
- 5) アメリカ合衆国保健福祉省ウェブサイトより抜粋 https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/ index.html
- 6) アメリカ合衆国保健福祉省ウェブサイトより抜粋 https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/ privacy/index.html
- 7) GDPR第5条第1項
- 8) GDPR第6条第1項
- 9) GDPR第9条第1項及び2項
- 10) GDPR第4条第1項
- 11) 個人情報保護法第1条
- 12) 個人情報保護法第2条第9項
- 13) CPRDウェブサイトより抜粋 https://www.cprd.com/home
- 14) 内閣府健康・医療戦略推進事務局発行 『「次世 代医療基盤法」とは』 https://www8.cao.go.jp/iryou/gaiyou/pdf/ seidonogaiyou.pdf
- 15) https://medit.tech/ldo-pfizer-contract-formedical-data/
- 16) J-MIMOウェブサイト https://www.j-mimo.or.jp/
- 17) 厚生労働省「電子カルテシステム等の普及状況の推移」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/kenkou_iryou/iryou/johoka/index.html (URL参照日は全て2021年8月29日)

(原稿受領日 2021年7月19日)